

韮崎市立小中学校における保護者・地域住民等とのより良い関係構築のための対応方針

1 策定の趣旨

学校教育は、学校だけで完結するものではなく、家庭や地域との信頼関係を基盤として進められるものです。学校は、日頃から保護者・地域住民等との対話と情報共有に努め、相談、意見、要望等に対して真摯かつ迅速に対応します。

一方、要求内容の妥当性や、その実現を求める手段・態様、学校運営・勤務環境への影響等を踏まえ、通常の相談対応を超えて組織的な対応が必要となる場合があります。本方針は、こうした場合の基本姿勢を明らかにし、児童生徒の教育環境と教職員の勤務環境の双方を確保することを目的とします。

2 基本的な考え方

- ・丁寧な対話を基本とし、相手の思いや背景を把握する。
- ・一方の説明だけで判断せず、客観的な事実確認を行う。
- ・児童生徒の最善の利益、他の児童生徒への影響、公平性を踏まえて教育的に判断する。
- ・担当者任せにせず、管理職を中心として組織的に対応する。
- ・学校だけで判断・解決が困難な場合は、教育委員会や関係機関と連携する。

3 学校・家庭・地域との連携

学校、家庭及び地域は、それぞれの役割と責任を踏まえ、相互に連携・協力して児童生徒の成長を支えます。相談や意見等は、相互理解を深め、学校運営や教育活動をより良くする機会として捉えます。

4 社会通念上許容される範囲を超える言動

保護者・地域住民等から学校に寄せられる相談、意見、要望等は、学校教育の改善につながる大切なものであり、丁寧に受け止めることを基本とします。

一方、要求等の内容に妥当性がない場合や、その内容に妥当性があっても、要求等を実現するための手段・態様が社会通念上許容される範囲を超え、教職員の就業環境や児童生徒の教育環境、学校運営に支障を及ぼす場合があります。

「社会通念上許容される範囲を超える言動」に該当するかについては、要求等の内容、手段・態様、継続性、教職員や児童生徒への影響、学校運営への支障等を踏まえ、個別の状況に応じて総合的に判断します。

なお、学校に対して意見や要望を伝えることや、学校の対応について説明を求めること自体を問題とするものではありません。

【社会通念上許容される範囲を超える言動の例】

長時間の拘束、同じ内容の繰り返し、暴言・侮辱、暴行・傷害、威嚇・脅迫、著しく不当な要求、学校外への呼び出し・拘束、SNS等による誹謗中傷、セクシュアルハラスメント等

5 対応が困難な事案への基本姿勢

- ・冷静かつ誠実に対応し、感情的な応酬を避ける。
- ・早期に管理職へ報告し、一人で対応を抱え込まない。
- ・日時、場所、相手方の発言、学校の説明等を客観的に記録する。
- ・暴力・脅迫等がある場合は、児童生徒及び教職員の安全確保を最優先とする。
- ・相談した教職員等を保護する。

※対応が困難な事案について相談した教職員や、事実関係の確認等に協力した教職員のプライバシーを保護します。また、相談や事実関係の確認等への協力を理由として、不利益な取扱いを行いません。

6 相談・連携体制

学校だけで対応方針の判断が難しい場合、法的・専門的な助言が必要な場合、安全確保や関係機関との調整が必要な場合は、韮崎市教育委員会 学校教育担当へ速やかに相談します。教育委員会は、学校からの報告を踏まえ、対応方針への助言、必要な調整及び関係機関との連携を行います。